

職員が仕事と子育てを両立することができ、職員全体が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1・計画期間 平成29年2月1日～平成30年12月31日

2・内容

■子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境整備

目標1：妊娠中や出産後の女性労働者の健康確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備実施

- 平成29年2月～ 産休育休取得者へ必要となる健康保険に関する情報収集
- 平成29年3月～ 妊産婦の健康確保・増進に関する情報の整理と保管
- 平成29年4月～ 妊娠中・出産後の健康保険窓口の設置と周知
- 平成29年5月～ 職員への周知徹底

目標2：育児介護休業法に基づく育児休業、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度周知

- 平成29年5月～ 社内研修の計画的実施（就業規則・育児休業規定・雇用保険）

目標3：若年者に対するインターンシップなどの就業体験機会の提供・トライアル雇用を通じた雇入れ又は職業訓練の推進

平成29年2月～ インターンシップ・職場体験などの受け入れ態勢の検討

平成29年3月～ トライアル雇用教育訓練カリキュラムの策定

平成29年4月～ トライアル雇用・職場体験受入れに関する対応開始

平成29年5月～ 職場体験・トライアル雇用実績のHP上における情報公開